

# KCS福岡情報専門学校 学則

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、コンピュータに関する専門技術者を養成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、KCS福岡情報専門学校という。

(位置)

第 3 条 本校は、福岡市中央区春吉1丁目11番18号に置く。

(自己点検・評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第 2 章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
工業 専門課程	大学併修科	4年	60	240	昼間
	エンジニア・クリエータ科	3年	150	450	昼間
	プログラム・デザイン科	2年	55	110	昼間
商業実務 専門課程	ビジネス科 (令和3年度より募集停止)	2年	—	—	—
合 計			265	800	

(学年・学期)

第 6 条 本校の学年は、次のとおりする。

(1) 大学併修科、エンジニア・クリエイタ科、プログラム・デザイン科、ビジネス科  
4月1日に始まり、翌年3月31日に終る

2 専門課程の学期は、次のとおりとする。

(1) 大学併修科、エンジニア・クリエイタ科、プログラム・デザイン科、ビジネス科  
前 期 4月 1日から 9月30日まで  
後 期 10月 1日から 3月31日まで

(休業日)

第 7 条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には、  
休業日を変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏期休業 8月 1日から 9月 1日まで

冬期休業 12月19日から 1月 7日まで

春期休業 2月15日から 3月 9日まで

### 第 3 章 教育課程、授業時間数及び教員組織

(教育課程及び授業時数)

第 8 条 本校の教育課程及び授業時数は、別表第 1 のとおりとする。

2 卒業までに履修させる授業時数は、下記に示す時数となる。

課程名	学科名	時数	備考
工業専門課程	大学併修科	3,900	
	エンジニア・クリエータ科	3,390	
	プログラム・デザイン科	2,340	
商業実務専門課程	ビジネス科	1,960	

(成績評価)

第 9 条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(始業・終業時刻)

第 10 条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時刻	終業時刻	曜日
工業専門課程	大学併修科	昼間	9時15分	16時45分	月～金
	エンジニア・クリエータ科	昼間	9時15分	15時00分	月～金
	プログラム・デザイン科	昼間	9時15分	15時00分	月～金
商業実務専門課程	ビジネス科	昼間	9時15分	15時00分	月～金

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長 1名

(2) 教員

課程	工業専門課程	商業実務専門課程	計
教員	26名		26名
講師			
助手	2名		2名
計	28名		28名

(3) 事務職員 6名

(4) 学校医 1名

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

(1) 専門課程は、高等学校を卒業した者、または学校教育法施行規則第183条に該当する者とする。

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

(1) 大学併修科、エンジニア・クリエイタ科、プログラム・デザイン科、ビジネス科は毎年4月とする。

(入学手続)

第14条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第28条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。

(2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から指定された期日内に第23条の入学金を添え、手続きをとらなければならない。

(編入学)

第15条 学科に定められた修業年限の途中の年次に、別に定める要件を満たす者が入学できることを編入学という。編入学ができる年次は、4年課程においては2年次又は3年次、3年課程及び2年課程においては2年次とする。

- 2 編入学を願い出る者は、所定の手続きを行い、審査を受けなければならない。
- 3 編入学は、編入学後の学修に支障がないと校長が認めた者について許可する。

(学科変更)

第16条 入学時の学科から、別の学科に移籍することを学科変更という。学科変更は原則として、プログラム・デザイン科からエンジニア・クリエータ科への変更を認める。

- 2 学科変更の時期は、原則として学年の初めとする。
- 3 学科変更を願い出る者は、所定の手続きを行い、審査を受けなければならない。
- 4 学科変更は、学科変更の希望にかかわる相当の理由があり、学科変更後の学修に支障がないと校長が認めた者について許可する。

変更元の学科名	変更先の学科名
プログラム・デザイン科1年	エンジニア・クリエータ科2年
プログラム・デザイン科2年	エンジニア・クリエータ科3年

\*原則として、変更できる学科名は上表に示す通りとする。

(転校)

第17条 本学園内各校への転校は、正当な事由と転入先の学校に欠員がある場合に認める。

- 2 転入先における在籍学科及びコースは、原則として転出元と同じものとする。
- 3 転校の時期は、原則として学年の初めとする。

(休学、復学)

第18条 生徒が、疾病、その他やむを得ない事由によって、10日以上にわたって休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。
- 3 休学期間は、原則として当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き1年に限り休学を許可することができる。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、除籍処分とすることができる。

- (1) 同一学科の年次の在籍期間が2年を超えた者。ただし、休学期間はこれに算入しない。
- (2) 所定の授業料、その他の納入金を期日までに納入せず、督促にも応じない者。
- (3) 休学期間を超えて、なお復学の見込みのない者。
- (4) 長期にわたる欠席その他の理由、成業の見込みのない者。

(課程修了の認定)

第21条 第9条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

- 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第22条 前条により、下記課程及び学科を修了した者には、高度専門士（工業専門課程）

の称号を授与する。（別紙第1号様式（卒業証書-1））

課程名	学科名	告示
工業専門課程	大学併修科	平成17年12月9日新規告示

- 2 前条により、下記課程及び学科を修了した者には、専門士（工業専門課程及び

商業実務専門課程）の称号を授与する。（別紙第1号様式（卒業証書-2）（卒業証書-3））

課程名	学科名	告示
工業専門課程	エンジニア・クリエータ科	平成7年1月23日新規告示 令和4年3月4日変更公示
	プログラム・デザイン科	平成7年1月23日新規告示 令和4年3月4日変更公示
	ビジネス・コーディネータ科	平成14年2月27日新規告示 令和4年3月4日変更公示
商業実務専門課程	ビジネス科	平成7年1月23日新規告示 平成30年2月28日変更告示

(履修認定)

第23条 他の大学、短期大学、専修学校における履修を、本校における履修として認定することができる。

また、校長が認めた履修経歴又は取得資格を、本校における履修として認定することができる。

(科目互換)

第24条 他の大学、短期大学、専修学校における特定の授業科目の履修を、本校における特定の授業科目と対応させて履修を認定することができる。

- 2 本規定は専修学校設置基準第9条及び第10条に基づいて規定する。また、科目互換における認定授業時限数については、同基準第16条に従う。

## 第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第25条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。(別紙第2号様式(修了証書))

- 2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

## 第6章 付帯教育

(研究生)

第26条 研究生とは、本校において、指導教員の指導を受け、特定の事項について研究に従事する者をいう。研究に従事する申請があった場合には、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として認めることができる。(別紙第2号様式(修了証書))

- 2 研究生の研究期間は、原則として1年とし、入学時期は学年の始めとする。
- 3 定員は若干名とする。
- 4 休業日は、第2章 第7条と同じとする。
- 5 カリキュラムは、本人が研究内容に応じて決める。
- 6 授業料は、年間6万円とし月払いとする。

7 その他研究生に関する事項は別に定める。

## 第 7 章 賞罰

### (褒賞)

第 27 条 成績優秀にして他の模範と認められる者について褒賞することができる。

### (懲戒)

第 28 条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、  
教育上必要と認められる場合は、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

(1) 刑罰法令に違反した行為をした者

(2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(3) 学業を怠り学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(4) 懲戒処分を受けても改めない者

(5) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者



第 8 章 入学金及び授業料等

(納付金)

第 29 条 本校の入学検定料、入学金、授業料及び実習費は、次のとおりとする。

課 程	工業専門課程		商業実務専門課程
学 科	大学併修科	エンジニア・クリエイタ科 プログラム・デザイン科	ビジネス科
項 目			
入学検定料	15,000円	15,000円	15,000円
入 学 金	100,000円	150,000円	150,000円
授 業 料	364,000円	558,000円	420,000円
実 習 費	74,000円	162,000円	132,000円
施 設 費	188,000円 2年次からは 138,000円	138,000円	106,000円
維 持 費	138,000円	138,000円	106,000円
校 費	20,000円	20,000円	20,000円

- 2 授業料等の納期は、1年間分を一括して納入する。前期、後期の開始前日までに2回に分割して納入することもできる。
- 3 進級学年における学費は入学年度の学費を維持する。
- 4 学科変更者、復学者の学費は、新たに在籍する学科・年次の学費とする。
- 5 編入学者の学費は、当該学科の1年次の学費（入学金含む）とする。
- 6 科目等履修生の履修費は、別途定める。

第 30 条 既に納付された学費は、原則として返還しない。

- 2 既に納付した入学検定料、入学金、授業料、実習費等のうち、入学年の3月31日までに入学辞退の申し出があれば、入学検定料と入学金を除く校納金は返還する。
- 3 停学を命ぜられた者も同様とする。

第 31 条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

## 第 9 章 健康診断等

### (健康診断)

第 3 2 条 学校保健法第 6 条の規定に基づき、健康診断を毎年一回、別に定めるところにより実施する。

## 第 1 0 章 職業紹介事業

### (職業紹介事業)

第 3 3 条 職業安定法に基づく無料職業紹介事業の運営については、校長が定める。

## 第 1 1 章 雑 則

### (雑則)

第 3 4 条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

### 附則

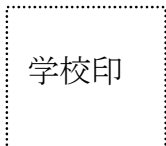
1. この学則は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
2. この学則は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
3. この学則は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
4. この学則は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。
5. この学則は、平成 7 年 2 月 1 0 日より施行する。
6. この学則は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
7. この学則は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
8. この学則は、平成 1 0 年 4 月 1 日より施行する。
9. この学則は、平成 1 1 年 4 月 1 日より施行する。
10. この学則は、平成 1 2 年 4 月 1 日より施行する。
11. この学則は、平成 1 3 年 4 月 1 日より施行する。
12. この学則は、平成 1 4 年 4 月 1 日より施行する。
13. この学則は、平成 1 5 年 4 月 1 日より施行する。
14. この学則は、平成 1 6 年 4 月 1 日より施行する。
15. この学則は、平成 1 7 年 4 月 1 日より施行する。
16. この学則は、平成 1 8 年 4 月 1 日より施行する。
17. 第 2 2 条第 1 項の規定は、平成 1 7 年 1 2 月 9 日から施行する。

18. この学則は、平成19年4月1日より施行する。  
(情報システム専門科、大学併修科のカリキュラムの一部変更のため)
19. 第22条第2項の規定は、平成19年2月22日から施行する。  
(ビジネスパソコン科からITビジネス科への名称変更にもなう専門士の変更告示のため)
20. この学則は、平成20年4月1日より施行する。  
(医療情報学科の新設、一部学科の入学定員および総定員数の変更、職員組織の変更等のため)
21. この学則は、平成20年4月1日より施行する。  
(カリキュラムの変更、休業日の変更、教職員数の変更のため)
22. この学則は、平成21年4月1日より施行する。  
(学科名の変更、入学定員及び総定員数の変更のため)
23. この学則は、平成21年4月1日より施行する。  
(休業日の変更、科目及び授業時間数の変更、情報ライセンス科の学費徴収項目の変更のため)
24. この学則は、平成22年4月1日より施行する。  
(大学併修科のカリキュラムの一部変更、ITビジネス科のカリキュラムの一部変更のため)
25. この学則は、平成22年2月26日から施行する。  
(学科名称の変更にもなう専門士の変更告示及び条文中の一部文言の変更のため)
26. この学則は、平成22年4月1日から施行する。  
(付帯教育の追加、休業日の変更、カリキュラム及び授業時間、教職員数の変更のため)
27. この学則は、平成23年4月1日から施行する。  
(ゲーム・CGデザイン科及びビジネス情報科の学科名変更、カリキュラム及び授業時間の一部変更のため)
28. この学則は、平成22年11月29日から施行する。  
(医療情報学科の専門士新規告示のため)
29. この学則は、平成23年4月1日から施行する。  
(休業日の変更、除籍・懲戒の変更、カリキュラム及び授業時間変更のため)
30. この学則は、平成24年4月1日から施行する。  
(ゲーム・CGクリエイタ科の学科名変更のため)
31. この学則は、平成24年4月1日から施行する。  
(休業日の変更、情報ライセンス科のコース名削除、カリキュラム変更のため)
32. この学則は、平成25年4月1日から施行する。  
(大学併修科、情報ライセンス科を除くすべての学科のコース名削除、カリキュラム変更のため)
33. この学則は、平成25年1月29日から施行する。  
(学科名称の変更にもなう専門士の変更告示のため)
34. この学則は、平成25年4月1日から施行する。  
(休業日の変更、カリキュラム及び授業時間変更のため)
35. この学則は、平成26年4月1日から施行する。  
(情報ライセンス科の学費変更、休業日の変更、カリキュラム及び授業時間変更のため)

36. この学則は、平成27年4月1日から施行する。  
(学費変更(情報ライセンス科を除く)、休業日の変更、カリキュラム及び授業時間変更のため)
37. この学則は、平成28年4月1日から施行する。  
(休業日の変更、カリキュラム及び授業時間変更、卒業証書書式の追加及び変更)
38. この学則は、平成29年4月1日から施行する。  
(学費変更(情報ライセンス科を除く)、学科名変更(ビジネス情報科をビジネス科へ)のため)
39. この学則は、平成29年4月1日から施行する。  
(情報ライセンス科の学費変更、休業日の変更、教職員組織の変更、カリキュラムおよび授業時間変更のため)
40. この学則は、平成30年4月1日から施行する。  
(医療情報学科の募集停止、入学定員と総定員の変更、カリキュラム変更のため)
41. この学則は、平成30年2月28日から施行する。  
(学科名称の変更にとまなう専門士の変更告示のため)
42. この学則は、平成30年4月1日から施行する。  
(休業日の変更、カリキュラムおよび授業時間数変更、教職員組織の変更のため)
43. この学則は、平成31年4月1日から施行する。  
(休業日の変更、カリキュラムおよび授業時間数変更、教職員組織の変更のため)
44. この学則は、令和2年4月1日から施行する。  
(医療情報学科の廃止、休業日の変更、カリキュラムおよび授業時間数変更、教職員組織の変更、納付金納期の変更、卒業証書の書式変更のため)
45. この学則は、令和3年4月1日から施行する。  
(学科名変更(システムエンジニア科をエンジニア・クリエータ科へ、プログラマ科をプログラム・デザイン科へ、ゲーム・CGデザイン科をビジネス・コーディネータ科へ)、募集停止(ゲーム・CGクリエータ科、ビジネス科)、入学定員と総定員の変更、学費変更(ビジネス・コーディネータ科)、カリキュラムおよび授業時間数変更のため)
46. この学則は、令和3年4月1日から施行する。  
(休業日の変更、カリキュラムおよび授業時間数変更、教職員組織の変更、納付金の返還に関する内容の変更のため)
47. この学則は、令和4年3月4日から施行する。  
(学科名称の変更にとまなう専門士の変更公示のため)
48. この学則は、令和4年4月1日から施行する。  
(休業日の変更、カリキュラムおよび授業時間数変更、教職員組織の変更のため)
49. この学則は、令和5年4月1日から施行する。  
(ゲーム・CGクリエータ科廃止、募集停止(ビジネス・コーディネータ科、情報ライセンス科)、入学定員及び総定員の変更、休業日の変更、カリキュラムおよび授業時間数変更、教職員組織の変更のため)
50. この学則は、令和6年4月1日から施行する。  
(ビジネス・コーディネータ科、情報ライセンス科廃止、休業日の変更、カリキュラムおよび授業時間数変更、教職員組織の変更のため)

第 号

# 卒業証書



氏 名  
年 月 日生

本校専門課程大学併修科（4年）  
の所定の課程を修めたので  
卒業証書を授与し文部科学大臣  
告示により高度専門士（工業専門課程）  
と称することを認める

令和 年 月 日

学校法人電子開発学園九州  
KCS福岡情報専門学校  
校長 氏 名 印

第 号

# 卒業証書



氏 名  
年 月 日生

本校専門課程プログラム・デザイン科(2年)  
の所定の課程を修めたので  
卒業証書を授与し文部科学大臣  
告示により専門士(工業専門課程)  
と称することを認める

令和 年 月 日

学校法人電子開発学園九州  
KCS福岡情報専門学校  
校長 氏 名 印

第

号

# 卒業証書

学校印

氏 名

年 月 日生

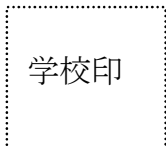
本校専門課程ビジネス科(2年)  
の所定の課程を修めたので  
卒業証書を授与し文部科学大臣  
告示により専門士(商業実務専門課程)  
と称することを認める

令和 年 月 日

学校法人電子開発学園九州  
KCS福岡情報専門学校  
校長 氏 名 印

第 号

# 卒業証書



氏 名  
年 月 日生

本校専門課程エンジニア・クリエータ科(3年)  
の課程(職業実践専門課程)を修めたので  
卒業証書を授与し文部科学大臣  
告示により専門士(工業専門課程)  
と称することを認める

令和 年 月 日

学校法人電子開発学園九州  
KCS福岡情報専門学校  
校長 氏 名 印



第 号

# 修了証書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、令和 年 月 日本校 商業実務専門課程 科の  
工業専門課程

下記の 科目  
研究 を修了したことを証明します

科目 名 [ ]  
研究

令和 年 月 日

福岡市中央区春吉1-11-18  
学校法人電子開発学園九州  
KCS福岡情報専門学校  
校長 氏 名 印